期日前投票制度 ■

期日前投票は、投票日当日に用事などで投票所へ行くこと ができない人が投票日前に投票することができる制度です。

投票日に投票所に行けない旨を申し立て、その申し立てが 真正であることの宣誓書を提出し投票します。投票所入場券 の裏面が「宣誓書」ですので、記入して持参してください。

★カロ☆小田記り担託し知明

♥期日則投票所の場所と期间			
期日前投票所	期間	時間	
市役所本庁舎1階 屋内広場(パタ崎さん家)	10月14日出	8:30~20:00	
各総合支所	~21⊟(±)		
大崎生涯学習センター(パレットおおさき) (古川穂波3-4-20)	10月14日出 ~21日出	9:00~19:00	
鬼首基幹集落センター (鳴子温泉鬼首字原43-1)	10月19日休· 20日金	8:30 ~17:00	

❖市役所本庁舎周辺マップ

P:駐車場 **⇄:一方通行**



※全ての期日前投票所で投票ができますが、会場によって投票できる時間が異なりますので、注意してくだ さい。

※古川地域の期日前投票所は、混雑が予想されますが、各総合支所などの他の期日前投票所では、例年混雑せ ず、待ち時間も少なく投票できる傾向にあります。

投票時の不安に寄り添い、サポートします!

投票するときに、不安や心配なことはありませんか。投票をしたいけれど「投票の手順が分からない」「今 まで投票に行ったことがない」といった皆さんの不安に、職員が寄り添って丁寧に案内します。



▲明るい選挙のイメージキャラ

Q:投票したい人の名 前を忘れてしまっ たらどうしよう。

A:名前を書いたメモ や選挙公報などを 持ち込むことがで きます。

Q:一人で投票所に行 くのが不安です。

A: 必要に応じて、介 助の人や子どもも 一緒に入場できま す。

Q:投票所の中を移 動するのが大変

A:職員が付き添い、 移動の手伝いを します。

かに該当する

人は、

不在者投

クター「選挙のめいすいくん」

、ださ

日曜窓口を休止します 一般選挙投票日は、市民課10月22日间の宮城県議会議 **☎**33607

曜窓口

証明書」の交付を受け、10月18管理委員会から「郵便等投票 で投票用紙などの請求をして 合は、あらかじめ大崎市選挙 などが、郵送で投票を行う場 時までに、所定の 様式

体に重度の障が 票する場合 いがが

障がいのある人が郵送で投 きある人

いたい旨を申し出てく

ださ 票を行

を行う場合は、入院または している施設に、不在者投

病院·老人ホ 不在者投票指定施設で投票 入所している場合 在者投票指定施設に入院・ ムなどの不

投票ができます。 を早めに請求してください 合は、大崎市 出まで、滞在先の市 票ができます に、投票用紙などの必要書類合は、大崎市選挙管理委員会 ■出張・旅行などで大崎市以 外に滞在している場合 月14日出 から 10 21 望する場 区町村で 日

投票で 未来をつくろう その手から

投票日:10月22日日 投票時間:7時~19時

※鳴子温泉地域は、7時から18時までです。

投票所:入場券に記載された投票所を確認してください。 次の投票区は、投票所が変更となりますので注意してください。

☆変更となる投票区

◆ 文文 こ			
投票区	変更後(10月22日投票日)	変更前(令和4年7月)	
古川	市役所本庁舎 屋内広場(パタ崎さ	古川第一小学校ふれあい	
第1投票区	ん家)	ルーム	
古川 第10投票区*	古川中里·駅南コミュニティセンター(つむぎ)	古川第三小学校 体育館	
鳴子温泉	(古川中里6-5-12) オニコウベリフレッシュセンター (鳴子温泉鬼首字原43-1)	 鬼首基幹集落センター	
第8投票区	(場了漁水港日十次43-1)		

※中里中行政区は、第10投票区に変更となります。

■開票の場所と開始時刻

場所 田尻総合体育館 **開票開始** 20時45分~ ▶市ウェブサイト



ください

火をめどに発送します。届い投票所入場券は、10月10日 投票所入場券の発送 投票所で投票してください 出をした人は、前の住所地の 9月27日以降に転居の届け

不在者投票制度

投票日当日に、次の 11 ず

出をした人は、転居先の住所9月26日までに転居の届け 市内で転居し た人

代理投票·点字投票

して各世帯に配布します

で投票してください

人)で、大崎市に令和5年7月年10月23日以前に生まれた年齢が満18歳以上(平成17

大崎市で投票できる

いる人が投票できます。 市の選挙人名簿に登録されて は、前の市区町村で投票して 崎市に転入の届け出をした人 12日以前から居住する、大崎 令和5年7月13日以降に大

理投票制度」や、目の不自由なことが困難な人のための「代体の不自由な人や字を書く があります。利用したい は、投票所の係員に申 人のための「点字投票制度」

選挙公報の配布

どを記載した選挙公報を、 月20日儉までに行政区長を通 候補者の氏名・経歴・政見 10 な

員に申し出てください。は忘れた場合は、投票所の係け付けは可能です。紛失、また 認してくださ たら記載された内容をよく確 なお、入場券がなくて ŧ た 受

よう。 投票箱

選挙管理

会事務局

7

満18歳以上の人は、棄権することなく、 清く正しい なたの投じる 一票を投じま 票が、明る 11 未来につながります

あ

▲広報おおさき 2023 年 10 月号